

<県内校向け>

返済不要です。

令和4年度（2022年度）

熊本県奨学のための給付金/熊本県専攻科の  
生徒への奨学のための給付金における  
一部早期給付の申請について

熊本県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学のある意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

今回の募集は特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることが出来るよう、新入生に対して、4～6月分に相当する額の一部早期給付を行うものです。なお、一部早期給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合は7月頃に実施する通常の募集において、年額の申請も可能です。

1 給付金額（4～6月分） ※年間の単価の1/4

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		(第1子単価) 1人目の高校生等	(第2子単価) ・2人目以降の高校生等 ・15歳以上(中学生を除く)以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制・専攻科以外	13,150円	33,650円	38,000円
通信制		13,025円	
専攻科		13,025円	

※ 7月～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

※ 7月～翌3月分は再度申請が必要です。

年額の申請の募集及び一部早期給付の残額の

申請については別途お知らせします。

## 2 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、高校生等が在籍する私立高等学校等を通じて8月末頃に書面で結果をお知らせする予定です。

## 3 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。交付の時期は8月末を予定しています。

なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

## 4 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、令和4年（2022年）4月1日（基準日）時点に在学している高校生等の保護者のうち、次の要件のいずれにも該当する方です。

### 【専攻科以外】

- (1) 対象となる高校生等が基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。  
(保護者の住所が熊本県以外の場合は、早めに事務室へご連絡ください。)
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること。※家計急変は別途案内します。

### 【専攻科】

- (1) 対象となる高校生等が基準日時点で高等学校専攻科に在学し、かつ、高等学校等専攻科支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）、又は収入が激減したことにより、高校生等の保護者等全員の住民税非課税世帯に相当すると認められること。

※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

※ 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校又は県に連絡してください。

## 5 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

### 生活保護（生業扶助）受給世帯

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」

<次のページに続きます>

- ② 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」  
※ 4月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- ③ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）  
※ 給付金は福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用ください。

#### 住民税が非課税である世帯

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
  - ② 保護者等全員分の個人番号カードの写し等、個人番号が確認できる書類（別添「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付し、「調査等同意書」と併せて提出してください）
  - ③ 生業扶助を受給していない旨の誓約書
  - ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
  - ⑤ 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」
- ※ できるだけ、書留郵便等、記録が残る形で提出してください。
- ※ ⑤は、給付金額が第2子単価（38,000円）となる場合に提出してください。
- ※ 国民健康保険に加入しているため保険証に扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

※保護者の居住地が熊本県の場合

**学校への提出期限** : **令和4年（2022年）6月9日（木）**

※申請用紙は学校事務室に準備しております

**学校の連絡先** : **0968 — 72 — 4151**

#### 6 保護者の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

都道府県ごとに締切日が異なりますので、早めに学校事務室までご連絡ください。

専修大学玉名高等学校  
事務室 0968-72-4151